

二子玉川地区水辺地域づくりワーキング

ニュースレター 第9号

発行：国土交通省京浜河川事務所 世田谷区

2022. 1. 17

令和3年12月5日(日)に、第9回二子玉川地区の水辺地域づくりワーキングを開催しました。

- 地域住民や二子玉川地区で活動されているみなさまを対象に、第9回二子玉川地区水辺地域づくりワーキングを開催しました。合計51名の方にご参加頂きました。
- 今回も、新型コロナウイルス感染症対策としてWeb会議方式での開催となりました。また、Webでの参加が難しい方を対象に、感染症対策を行った上で、少人数のみ会場からWeb会議にご参加いただきました。
- 特殊堤区間の天端道路の一般通行、兵庫橋撤去後の代替について、これまでのご意見と対応方針、検討案をご提示し、全体討議で参加者の皆様からご意見をいただきました。
特殊堤の天端通行に関しては、主に堤防に隣接する地域にお住まいの方からのご理解が得られず、別の場でお話しさせて頂くこととなりました。
- 第10回以降のワーキングでは、兵庫橋撤去後の代替、久地陸閘の閉鎖について討議、天端の通行についての報告等を行う予定です。

ワーキングのながれ

【第1～7回】

堤防の高さを確保することを目的とした整備案をご提示し、参加者で討議を行い、森林を可能な範囲で残すこと等の対応をお示しました。

【第8回】

樹木の移植に関する対応方針、プライバシー保護を考慮した植栽の配置案および樹種の選定、兵庫橋撤去後の代替機能に関する案をご提示し、ご意見をいただきました。

【第9回】

天端の通行に関する懸念事項および対応策、兵庫橋撤去後代替案(メモリアル)についてご提案し、ご意見をいただきました。

【第10回以降】

兵庫橋撤去後の代替、久地陸閘閉鎖等について討議を行う予定です。

第9回ワーキングの概要 ワーキングは以下のプログラムで進行了ました。

1. 事務局による資料説明

資料を用いて、「二子玉川地区の堤防整備について」、「今までのワーキングの振り返り」、「1. 天端の通行について」、「2. 兵庫橋撤去後の代替(メモリアル)について」、「今後のワーキング討議項目について」の5つの内容を説明しました。

2. 質疑応答

(コーディネーター：東京都市大学 末政教授、五艘准教授、アドバイザー：多自然川づくり専門家 吉村伸一先生)
説明資料に基づき、天端の通行、兵庫橋撤去後の代替についてご意見を頂きました。

3. 全体とりまとめ(コーディネーター：東京都市大学 末政教授、五艘准教授)

頂いたご意見について、コーディネーターのお二人にとりまとめて頂きました。

～ワーキングの様子～ 今回は、Web会議方式にて開催しました。



◆このニュースレターとワーキングの配布資料は以下のホームページからもご覧いただけます◆

【国土交通省京浜河川事務所】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin01127.html>

第9回ワーキングに関するご質問はこちら(令和4年1月21日まで受付) ⇒ <https://forms.office.com/r/NFr6Cfjy19>

【世田谷区】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/tamagawa/001/006/d00158442.html>

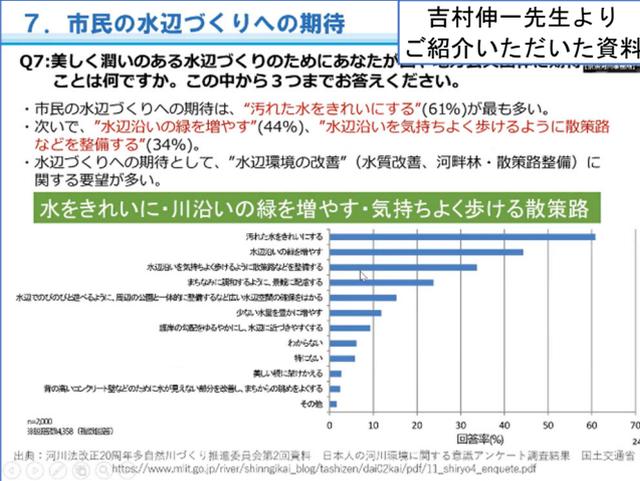
～ご提示した主な対応方針～ ワーキングでご提示した主な整備方針を紹介します。

- ・ **天端道路の通行**に関して、京浜河川事務所・世田谷区の立場・意見をご説明いたしました。また、これまでのワーキングで寄せられた天端通行に関する懸念事項を整理し、各項目に対する対策案をご提示しました。
- ・ **兵庫橋撤去後の代替**に関しては、①記念碑を設置する案、②河道内オブジェを設置する案、③飛石設置案の3案について比較検討結果をご提示しました。
- ・ 多自然川づくりの専門家である吉村伸一先生より、①「日本人の河川環境に対する意識アンケート」（平成28年）の結果より、河川の利用実態、水辺づくりへの期待として散策や自然遊びの場としての需要が高いこと、②プライバシー保護のための生垣の事例、③兵庫橋撤去・堤防嵩上げによる利便性低下に対する改善策について、情報提供およびご提案をいただきました。

天端通行に関する懸念事項等について(まとめ)		
天端の通行に関する懸念事項と、懸念事項に対して、河川管理者及び占用予定者である世田谷区で実施できる対策(案)についてまとめました。		
天端通行に関する懸念事項等	対策(案)	ページ
○通行者からのプライバシーの保護 ○防犯上の問題 ○転落の危険性	目隠しとなる樹木の植樹 マンション側へ柵を設置	25ページ 26ページ
○通行者により夜間の騒音がひどくなる恐れ ○違法駐輪される恐れ	河川の利用にあたっては、騒音を出したり自転車を放置するなど、他の河川利用者や近隣住民の迷惑となるような使用を行わないよう占用予定者である世田谷区と河川管理者が協力して注意喚起を行うなど適切に対応します。	27ページ
○野鳥のエリアに人が往来することの悪影響	営巣している鳥類は確認されておらず、兵庫島の環境が残るため影響は少ないと考えられます。	28ページ
目隠し植樹に関して	対策(案)	ページ
○倒木の危険性 ○アレルギー	倒木が発生しにくい樹種選定 アレルギーの発生しにくい樹種の選定	29ページ
○目隠し樹木の管理について ○落葉の清掃作業等の負担	樹木の管理については、世田谷区に管理していただくことで調整中です。 倒木や落葉に配慮した樹種や配置を検討します。	27ページ
天端通行に関してのご意見	回答	ページ
○区道へ放ける道としてアクセス路も確保されるのであれば、天端を通す必要はない	谷川排水樋管敷設取付道路は、道幅が狭い箇所ができるため、ボトルネックとなることが懸念され、特殊堤の天端を通すことで、通行者を分散した方が良いと考えます。	16ページ 30



3) 兵庫橋撤去後の代替(メモリアル)			
兵庫橋のメモリアルとして、記念碑設置(右岸側、河道内オブジェ)、飛石設置が考えられますが、治水安全性、利用者の安全性、維持管理の観点から、記念碑設置が有力と考えています。			
案1: 記念碑設置 (現橋の親柱等の再利用)	案2: 記念碑設置 (野川河道内オブジェ)	案3: 飛石設置	
概要 兵庫橋の親柱等を活用したモニュメント等の記念碑を設置	概要 兵庫橋の橋脚位置付近の水中に橋の痕跡を残す石などを設置	概要 兵庫橋の位置に徒歩で左岸側から兵庫島公園へ渡る飛石を設置	
治水安全性 野川の河道内に支障物の設置がない	○ 影響は大きいものの、野川の河道内に構造物を設置することとなる	△ 飛石の設置により、野川の河積が若干小さくなる	△
縦断性 歩行者は下流側の新橋を通る必要がある	△ 歩行者は下流側の新橋を通る必要がある	○ 洪水時は通れないが、歩行者が兵庫島公園にアクセスしやすい	○
利用者の安全性 利用者の安全性の課題はない	○ 野川の河道内に立ち入らないため、利用者の安全性の課題はない	○ 通行時に転落の恐れがあるなど、利用者の安全性に課題は残る	△
親水性 モニュメント等の設置のみなので、親水性はない	× 河道内に入って遊んだりする場合には利用できない	○ 通行時など水に親しむことが可能	○
維持管理 維持管理面の課題はない	○ ゴミ等がひっかかった場合に撤去が必要	△ ゴミ等がひっかかった場合に撤去が必要 増水時に立入禁止措置などを講じる必要がある	×
コスト 親橋の親柱や鉄板を再利用すれば、設置の費用のみで済む	○ 飛石は簡易な構造とできるため、費用を抑えられる	○ 安全な構造とするには、次がかりな工事となるため、費用がかかる	△



【今後の予定】
次回以降のワーキングでは、兵庫橋撤去後の代替、久地陸間の閉鎖について討議、天端の通行に関する報告を行う予定です。開催にあたっては、開催案内にて事前にお知らせします。

【お問い合わせ先】
国土交通省京浜河川事務所 調査課
TEL:045-503-4008
FAX:045-503-4058

1. 樹木の移植について

- 意見：住民のプライバシーと平穏な生活を保護してもらいたい。マンション正面に階段が作られている。階段に座って飲酒して騒ぐ、マンションを見上げる等の懸念がある。区道がある断面2（説明資料17ページ）の箇所に設置すれば堤防から直角の階段を作らなくてもよいのではないかと。極力上流側に階段を設けるのがマンション住民の総意だと思う。
⇒回答：もともと階段があったため、現況復旧として設置する案としている。階段形状については持ち帰って検討する。
⇒補足：縦断方向に斜めに上がっていく階段やスロープも技術的には検討できると思う。（アドバイザー）
- 質問：一般の方は兵庫橋の緊急用通路を通ればいいのか。天端を通さなくてはならないのか。そこが十分議論されていないのでは（同意多数）。植樹についても、一般の通行を許すかどうかで変わってくる。
⇒回答：説明資料22ページの内容は河川管理者の立場を示している。公共用物は自由使用（一般が通行できる）が原則である。河川法に則り、治水の他にも適正利用、河川環境に配慮して整備を実施する。
- 質問：河川法においては、天端通行は「望ましい」のか、「しなければならない」のか。河川法ではどうなっているのか。「しなければならない」ではなく「望ましい」ではないのか。
⇒回答：河川の利用については、河川法第一条（説明資料22ページ）に記載されている。
⇒補足：河川管理施設等構造令120ページ「堤防」第21条解説「堤防天端は散策路や高水敷へのアクセス路として、河川空間のうち最も利用されている空間であり、これらの機能を増進し、高齢者等の河川利用を容易にするため・・・」とあり、一般の人たちが河川の風景を楽しみながら、散策をするというのが方針になっている。構造令を前提にして作るのが行政の原則になっている。（アドバイザー）
- 質問：天端通行ありきで話が進んでいる。二子橋から下流の方は通行をさせていないと理解しているが、どうなっているのか。また、（吉村先生からの事例紹介の）生垣の例を見せてもらったが、そこは住民しか通らない生垣だと思う。ここは多摩川なので住民以外の利用がある。一般の住宅地に作る生垣とは違う。天端を通行する想定歩行者数などを提示してもらいたい。そのうえで天端通行の是非を判断すべきであり、いま決定するのは時期尚早である。
⇒回答：下流側は現在通行していない。暫定堤防なので通行させていないが、完成堤防として整備する際に改めて通行についても検討することになる。通行量の想定については、技術的に可能かどうかも含めて持ち帰って検討したい。
⇒補足：紹介した生垣の事例は公道で、繁華街、商業施設もあり、住民以外の通行もある事例である。（アドバイザー）
- 意見：天端通行はやめてほしい。兵庫島の前に住んでいるが、若者の飲酒等による騒音被害が大きい。本件は道路面よりも高いところに目線がくる、階段を作れば人が滞留する。整備の原則もあるだろうが、安全で快適な生活を保護するのが前提ではないかと。
- 質問：断面3（説明資料18ページ）の詳細を確認したい。植栽については視線に対してスカスカになるのではと懸念している。
⇒回答：断面3はイメージ図として示した。プライバシーに配慮した形の植栽計画にしていきたいと考えている。（世田谷区）

第9回ワーキングで頂いたご意見 (2/3)

- 意見：説明資料 28 ページ，野鳥関係の資料の確認種リストの区分について，ツバメ，イワツバメ，ツグミ以外は一年中いるので訂正してほしい。マンション住民の方とそれ以外の方の間の動線に関する意見の相違は平行線では。どこかで決断していただかなければならないと思う。
 - 意見：説明資料そのものが天端の上を通す方向に誘導する趣旨ではないか。そもそも、野川沿いの緑をどうするのか。動植物との共存を考慮した堤防づくりという要素が含まれていない。兵庫島の公園の中には人がいるから野鳥が来ない。だから、野川側の樹木帯に野鳥が集まって来る。そういう環境を守るための説明を求めたい。参考として出された法令以外に国交省が示す多自然川づくりについても明確に示してほしい。京浜河川事務所とアドバイザーである吉村先生の意見をホームページに開示してほしい。
 - 意見：植物だけでなくハクビシンとか動物も住んでいる。天端通行は反対。下流（の堤防天端）を通していない理由が暫定堤防だからということであるが、十数年も暫定状態なのか。法律を盾にとって誘導されているような気がする。
 - 意見：普通に確認される種はいなくなっているのか。工事によって鳥が来なくなっているのが実態。説明資料 16 ページの谷川排水樋管からの通路を使って駅方向に安全に通行できる。天端通行を許したとしても二子橋から下流へは行けない。そうであるならば、通さなくても問題ないのでは。また、来年 3 月以降も本件は住民が納得する方向で議論してもらいたい。天端通行の原則はわかるが、兵庫島の通路もあるので、ここは通さなくてもよいと考える。
 - 提案：天端通行については別個のワーキングを開催して議論するのがよいのでは。（コーディネーター）
 - 意見：(チャット) ファシリテーター様よりご提案ございました、(近隣の)「マンション住民」と「京浜河川事務所」とのミーティングを強く希望いたします。
 - 意見：15 ページの②（谷川排水樋管脇の取付道路のルート）と④（高水敷内のルート）で人流は大丈夫なはず。人流推計などをすれば通す方向に誘導されることを懸念する。そもそも論が置き去りにになっているように思う。人流・動線・プライバシーよりも自然を残してほしい。
 - 意見：(チャット) 野川上流の住民の立場からモノを言わせていただくと、多摩堤通りの貧弱な歩道ではなく、安全な堤防天端の歩道が必要です。出来れば自転車でも通行出来ることを望みます。
 - 意見：(チャット) 近隣マンションの方々からのご意見ばかりですね。元々河川の水害から住民を守るというのが最大の課題ですね。スタート。河川空間の自由往来を確保していただきたいと願う多くの住民が居ることも是非知ってください。
 - 意見：(チャット) 近隣住民のプライバシー確保だけではなくて同じ世田谷の住民が河川空間の自由散策の確保も是非お願い致します。
- ⇒回答：ここから先は別途ワーキングを設けて議論する場を作ることとしたい。階段の形状は修正の余地がある。堤防の形状については第5回までワーキングの議論で確認させていただいており、施工の段階に入っているので、修正はできない。(京浜河川事務所)

3. 兵庫橋撤去後の代替機能

- 質問：兵庫橋の右側の導線が複雑すぎるのでは。4本も道を作る必要があるのか。自然を残してほしい。兵庫橋をどうして残せないのか。

⇒回答：動線については第5回ワーキングで確認したという認識。土堤防とするために支障となる緑は残せなかった。上流側は特殊堤で対応した。4本の道は車いす用のスロープとして計画している。

⇒補足：4本道に見えるのは、高低差があるためスロープを作っているから。
(アドバイザー)

- 意見：身障者用のルート（スロープ）と健常者用の階段の両方は不要。身障者用のスロープを健常者が通ればよい。
- 意見：子供たちが親しめるような設備を考えてほしい、また、避難の動線として階段も必要ではないか。
- 意見：(チャット) マンションにお住まいの方々の認識に疑問を感じます。多摩川の景観と環境と安全を全世田谷住民の立場で考えたいものです。
- 意見：堤防整備後も継続的に森が維持されるかについて懸念している。
- 意見：(チャット) 住んでいる場所によって意見の相違はあって仕方ないと思いますが 区民そして多摩川が好きで利用している方々全員 安全・環境は大事だと認識していると思います。よい堤防ができるように話あっていきましょう！よろしくご意見致します。

以上